

公示第2号
最終改正 [公示第2号]
平成29年12月6日

貨物検査場所の指定について

関税法第69条第1項の規定により、四日市税関支署管内における貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

昭和42年4月1日

四日市税関支署長 柏木芳利

記

- 1 関税法第37条第1項の規定により指定保税地域として財務大臣が指定した場所
(当該場所にけい留された本船及びはしけを含む。)
- 2 関税法第42条第1項及び同法第56条の規定により保税蔵置場及び保税工場として税関長が許可した場所
- 3 四日市税関支署及び支署出張所の構内 (四日市税関支署及び津出張所の庁舎にあっては、貨物検査場及び税関事務室並びに尾鷲出張所の庁舎にあっては、税関事務室に限る。)
- 4 (1) 千歳運河東岸臨港橋付根を起点として、同点から接水線に沿って南の方向へ引いた延長線上220メートルまでの場所 (当該場所にけい留されたはしけに限る。)
(2) 千歳運河東岸千歳橋付根から接水線に沿って北東の方向へ引いた線上70メートルの地点を起点として、同点から接水線に沿って延長線上120メートルまでの場所 (当該場所にけい留されたはしけに限る。)
(3) 霞ヶ浦南埠頭24号岸壁 (四日市市霞2丁目13番地先)